

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答(令和8年3月)

No.	ページ	意見		意見に対する回答
		立場	内容	
1	[4]	発注者支援業務受注者	「品質証明員通知書」の備考欄には「打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象」とありますが、これにより、紙で提出する業者とASP経由で電子納品する業者が混在しています。品質証明員通知書は品質管理上の重要書類であり、提出方法によって格納の有無が異なるのは適切ではありません。すべての案件で「打合せ簿を付して提出」と統一し、電子納品対象と明記いただくことで、成果品取扱いの一元化と誤解防止につながります。	「打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象」の記述を削除します。(全て電子納品の対象とします)
2	[4]～[8]	発注者支援業務受注者	工事関係書類一覧表の表外下段に「押印省略も可とするが、提出書類に本件責任者および担当者の会社名・部署名・氏名・連絡先を記載すること。」と記載されていますが、工事受注者からひな形を求められるケースが多々あるため、令和3年3月付「入札及び契約に係る手続き(港湾空港関係を除く)における押印等の見直しについて」で示されている記載例を加えてほしい。	R8.1より原則電子契約システムでの提出となっているため、当該記載は削除します。
3	P.1	発注者支援業務受注者	適正化指針P.7(4)施工計画書・施工管理体制【ケース1】対応3項「施工計画書は、…であり、全体まとめ版を作成する必要はありません。」の記載を追記してほしい。	追記します。
4	P2	工事受注者	発注者が作成すべき資料等は、現場技術員が作成すべき。(指示図面、工事概算金額等)	「工事関係書類の適正化指針」①協議書(ケース1)で記載の通り、発注者指示の資料は発注者で作成することを職員に徹底します。
5	p.5	発注者支援業務受注者	情報管理規則等の内規を別途添付すること。とあるが、提出をもとめられた場合に提示するでいいのでは？	適切な情報管理の観点から確認が必要ですので添付をお願いします。
6	P6	工事受注者	施工計画書において、低騒音・低振動型機械の使用が当たり前になっており、(4)指定機械を指定機械以外とし、低騒音・低振動型建設機械でないものの使用計画を記入する事で簡素化できないか(主要船舶・機械の欄に記入するのみ)	指定機械を使用していることを確認するために必要ですので記載をお願いします。
7	p11	工事受注者	熱中症対策義務化で「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」を加えてください	「体制整備」「手順作成」については「発症時の対応措置」に該当しますが、追記します。「周知」については熱中症に限らず、安全管理全般について施工計画書記載内容の周知をお願いします。
8	P.13	工事受注者	(11)交通管理 具体的な保安施設配置計画、市道及び出入口対策とは(13)2)安全関係の工事看板配置計画、交通誘導警備員配置計画とは分けて考えるべきとすると、工事看板・交通誘導警備員配置計画を除いた「保安施設配置計画・市道及び出入口対策」を記載すればよろしいですか？交通管理に工事看板の配置計画を記載しないのはおかしいと思われるし、現場作業環境の整備に記載するものでしょうか？	工事看板の配置計画は(11)交通管理、(13)現場作業環境の整備のどちらかに記載されていれば構いません。
9	P.17	工事受注者	施工体制台帳に添付すべき書類の雇用関係証明資料について、具体的な資料を記載してほしいです。(マイナ保険証に切り替わるため)	「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し」に修正します。(「建設業法のポイント」にあわせる)
10	P17～P18	工事受注者	施工体制台帳提出時、チェックのため添付すべき書類以外に添付を求められるので、不必要な書類について具体的に記載したほうがよい。	施工体制台帳に添付すべき書類以外の書類の提出は不要です。
11	P18	工事受注者	施工体系図は…建設業以外の下請け業者も記載するとあります。本工事では無いですが、運搬業者の記載もいれられました。どこの運送会社がかかるかわからない為、当初に10社程度契約しています、施工体系図に全社記載しないといけないのか？	建設業法に基づき、関係する建設業者について建設業法に基づき施工体制台帳・施工体系図を作成しているものであり、建設業者以外の運搬業者等を記載する必要はありません。監督職員等に指導徹底を行います。そういう指示があった場合はその旨を伝えてください。(警備業については、現場管理上重要であることから特例的に提出)なお、当該記載については削除します。
12	P20	発注者支援業務受注者	P20の作業員名簿は、/totikensangyo/にある様式＝建設業法のポイントにある様式と異なっているのと同じものにしたらいかがでしょうか。CCUSや全建統一様式とは異なってもよいですが、P19記載先の作成例と異なっていると混乱します。	様式を修正します。(本省HPに掲載のものに差し替え)
13	P25	工事受注者	電子契約になって、契約課に電子で出す書類でどの書類はどこに出すのか提出先を明確にほしい	工事関係書類一覧表において「電子契約システムで提出可能な書類」となっているものは原則電子契約システムでの提出となります。
14	P26	工事受注者	現場代理人等通知書の経歴書について、*は必要により記載とは、どのようなことが必要なか記載してほしい。	注意書きを以下の通り修正します。 ※現場代理人等になるための要件として必要な情報であれば記載する 例)学歴(指定学科)及び実務経験による主任技術者など
15	P28～P29	工事受注者	請負代金内訳書を紙と電子データの両方を提出しているが、電子データのみで良いのではないか。	電子データのみで構いません。
16	P34	発注者支援業務受注者	補足事項として JACICホームページQ&Aに記載されている内容を記載していただきたいです。・工事完成後＝竣工検査完了後である旨	既に登録方法についてはJACICのHPを参照するよう記載していることからQ&Aは記載しません。
17	P35	工事受注者	ASPにおいて、協議後の指示については、受注者が処理・回答できないので、受理等の回答ができるようにしてはどうか	受注者からの協議事項に対して、そのまま指示に替える場合には受理の処理は不要です。ただし、一端受理した上で発注者発議で指示を行う場合や協議ではなく発注者発議の指示を行う場合は受注者は承諾の処理を行うこととしています。
18	P45	工事受注者	WEBオンラインシステムの建設副産物情報交換システムからコブリス・プラスに名称変更となった。	コブリス・プラスに修正します。
19	P51	発注者支援業務受注者	土壌汚染対策法等手続きの確認フローは記載しているが、残土を仮置きした際に届け出る大気汚染防止法・各県における生活環境保全条例に基づく届出のフローも記載したほうが良いのではないのでしょうか	土壌汚染対策法の手続き状況については共通仕様書1-1-1-21 7. に手続き状況を確認し、確認結果を工事現場に掲げなければならないと記載されていることから記載しているものです。その他の法令等に基づくものは適切に対応してください。
20	P.58	工事受注者	地下埋設物確認について、それぞれの工事で確認することで受注者や関係機関の手間が増えます。よって工事発注前に発注者が確認した方がよいと思います。	「工事関係書類の適正化指針」③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)に「発注時において支障物件が明確なものは特記仕様書に明記するようにします。ただし、土木工事共通仕様書に地下埋設物、架空線等上空施設の調査が記載されていることもあり、従来どおり確認をお願いします。」と記載されているとおり出来る限り発注前に調査を行い特記仕様書に記載することを徹底します。ただし、土木工事共通仕様書や土木工事安全施工技術指針等に記載されているとおり、受注者としての地下埋設物、架空線等上空施設の調査・報告等は必要となりますので協力をお願いします。
21	P62～P64、他	発注者支援業務受注者	少数職種についても一般的なものについては記載して欲しい。	本マニュアルは土木工事共通仕様書を適用する工事を適用の対象とするものです。
22	例として段階確認P64など	工事受注者	主が「土木工事」であり「機械工事」についての記載が少ない場合が多いので、徐々にでも「機械」に関する方も進めていただいた方がよいと思います。	本マニュアルは土木工事共通仕様書を適用する工事を適用の対象とするものです。
23	P79	工事受注者	作業員の代理を可能にしてほしい。例:交通誘導員→安全衛生責任者	共通仕様書1-1-1-30に作業員全員の参加により実施しなければならないと記載されているとおり全員の参加をお願いします。なお、作業員全員の参加が困難な場合は複数回に分けて実施することも可能です。
24	P86	工事受注者	実施工程表は変更予定の実施工程表で管理するとあるが、当初工期の実施工程表に収まるよう提出している。	指示書により想定される変更増や見込まれる工期延期(監督職員と調整)を反映したものとしてください。
25	P91、P106	工事受注者	品質管理図表(様式-32)、出来形管理図表(様式-31)について 工種により見づらいことがあるため様式は参考としてほしい。	P105 5-2出来型管理に「※様式については、記載事項に漏れ等がなければ独自の様式を用いてよい」と記載されています。5-1品質も同様の記載を追記します。
26	P141	工事受注者	中間前払金を電子請求(ASP)する際の方法を記載してほしいです。事務所毎にバラバラになっているように感じます。統一して見解をお願いします。	R8.1より原則電子契約システムでの提出となっています。
27	P.153	発注者	生産性向上チャレンジ工事は、創意工夫と同様に様式-34により報告することとなっているので、追記してほしいか。	下記を追記します。 ※生産性向上チャレンジについても本様式にて提出すること

NO.	ページ	立場	内容	意見に対する回答
28	P154	発注者支援業務受注者	地域への貢献度 周辺環境への配慮(清掃、除草等は定期的を実施)	実施内容について、「(清掃、除草等は定期的を実施)」の記載は不要と考えます。
29	P159	工事受注者	NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、その活用効果の程度によって加点数が変化することに疑問を感じます。例えば、実際に得られた活用効果の程度が低かった場合でも、加点評価してもらいたいがために、相当程度以上の効果が得られたこととしてしまうケースもあるのではないのでしょうか。これでは、その技術の評価の妥当性が信頼できるものにはなりません。活用効果の程度に関わらず、実際の使用感等に基づいて評価が出来るかを評価すべきではないのでしょうか。	工事成績におけるNETISの評価については主任技術評価官の創意工夫において評価を行います。評価においては新技術活用効果報告書の結果を含め、総合的に判断します。
30	P170	工事受注者	ブロックセンターにFAX送信する週間規制予定表(様式-2)の表の番号について これは通し番号ではなく 規制場所違う場合のみ番号を変えると教示されましたがどうなのでしょう？ つまり、現在の凡例様式の場合 規制場所は同じ徳島市東吉野町12 なので番号はすべて1になるはず。東吉野町12(2k200～2k250)ではない場所で規制がある場合、番号が2、3、4と増えるはず。それと、規制の変更があった時に備え、規制の行を数行ずつ開けるのも鉄則だったはず。現在の凡例様式は、3行とも上詰めで記入されているため、中止や変更等があった場合の追記がしづらく、凡例様式としては不親切だと思いました。	ブロックセンターでは「規制場所が違う場合のみ番号を変える」や「行を数行ずつあける」というルールは設けておりません。
31	添-7～添-11	工事受注者	道路維持工事の応急処理は毎月精算します。通常の工事では共通仮設費で計上される項目(重機の運搬費、照明機器の費用等)が緊急を要する応急処理工事でも同様に共通仮設費の計上になるか等、毎回施工場所、施工内容が変わってくる維持工事の応急処理の設計変更の考え方を掲載できる物なら掲載してもらいたい。	設計変更の考え方については本マニュアルには掲載しません。監督職員と相談してください。
32	添-23	発注者支援業務受注者	発注者が検査時に準備する資料として、検査共通-土木工事検査票とあるが、これは何を指すのか分かりにくい。ため、具体的に記載して頂きたい。	削除します。
33		発注者支援業務受注者	工事と業務において分離し、それぞれに分かり易くすればいいのでは？	本マニュアルは土木工事共通仕様書を適用する工事を適用の対象とするものです。
34		工事受注者	県警に申請する道路使用許可申請書について、各管轄の警察署ごとに30日間で更新して申請する必要があるが、維持工事では通年で許可が出るように協議してほしい。	監督職員と相談してください。
35		工事受注者	遠隔臨場について どのような場合に立ち合い検査か、遠隔臨場にするかおしえていただきたい	遠隔臨場により「段階確認」、「材料確認」及び「立会」が効果的に実施可能な工種・項目に適用するものですが、詳細は監督職員と相談してください。